

新火葬場の建設地（案）について

新火葬場の候補地について、次の視点から確認・検討等を行った結果、新火葬場の建設地（案）は、丹生川町大萱129番地1とする。

視点

- (1) 検討委員会における検討内容の妥当性の再確認
- (2) 建設及び維持管理のコスト（建物に係る工事費等を除く概算経費）の検討
- (3) 関連上位計画との整合や各種法令等への対応
- (4) パブリックコメント等への対応

1. 確認・検討等の結果

- (1) 検討委員会における検討内容の妥当性の再確認 別紙1 別紙2
 - ・検討委員会の検討については、検討委員会が果たすべき役割等を踏まえるなかで、公平性及び透明性を保ちながら丁寧な検討が行われており、適切である。
 - ・新火葬場建設基本構想に定める基本方針との整合性については、整合性の度合いに若干の優劣があるものの、3候補地とも基本方針に整合している。
 - ・建設地（案）の検討において特に配慮を要すると考えられる、次の3つの基本方針においては、丹生川町候補地が最も整合している。
 - ① 故人の旅立ちにふさわしい厳かな空間
 - ② 見送る人々にとってやさしく温もりのある空間
 - ③ 高山の自然・文化・伝統に根差した高山らしい空間
- (2) 建設及び維持管理のコスト（建物に係る工事費等を除く概算経費）の検討 別紙3 ～ 別紙12
 - ・建設及び維持管理のコストは、清見町候補地が最も安価であり（約2.1～5.8億円）、次いで丹生川町候補地（約3.3～4.0億円）、新宮町候補地（約6.1～11.7億円）の順である。
- (3) 関連上位計画との整合や各種法令等への対応 別紙13
 - ・いずれの候補地においても関連上位計画の方針と整合している。
 - ・各種法令等による規制等についても、法令等に定める手続きを経ることで対応が可能である。
- (4) パブリックコメント等への対応 別紙14 別紙15 別紙16

新火葬場建設基本構想に定める基本方針との整合性

15項目の選考基準が基本方針に沿って設定されていることを踏まえ、基本方針ごとに該当する選考基準を整理した上で、選考基準に基づき3候補地の状況等を確認するなかで、基本方針との整合性を確認した。

基本方針

- ① 故人の旅立ちにふさわしい厳かな空間
- ② 見送る人々にとってやさしく温もりのある空間
- ③ 高山の自然・文化・伝統に根差した高山らしい空間
- ④ 公共施設としてふさわしい建物
 - ア 建設及び維持管理のコストを考慮
 - イ 誰もが利用しやすい場所・建物
 - ウ 自然環境に配慮した建物
 - エ 近隣住民の生活環境への配慮

【① との整合性】

- ・本基本方針に沿った選考基準としては、「1 故人の旅立ちにふさわしい周辺環境」及び「2 候補地からの景観」が挙げられる。
- ・丹生川町候補地は、自然豊かで落ち着いた環境で、開放感があり、3 候補地の中で最も基本方針に整合している。
- ・清見町候補地は、隣地の利用状況等を鑑みると、他の候補地に比べて整合性は劣っている。

【② との整合性】

- ・本基本方針は、施設の建設内容に主眼を置いたものと考えられるが、基本方針に沿った施設とするためには、選考基準「3 公募要件に示した敷地面積の確保状況」や「4 候補地の地形」について留意する必要がある。
- ・3 件の候補地ともに十分な面積を有するが、新宮町候補地は開けた斜面となっており、造成面からみた場合、他の候補地に比べて整合性は劣っている。

【③ との整合性】

- ・本基本方針は、立地環境や施設の建設内容について高山らしさを求めたものと考えられ、その整合性については、上記の基本方針①及び②のとおりである。

【④-ア との整合性】

- ・本基本方針に沿った選考基準としては、「6 上下水道や電気などのインフラの整備状況」、「7 用地の取得費用」、「8 造成や道路などの初期費用及び維持管理の費用」、「10 県道や市道などの公道と候補地との関係」が挙げられる。
- ・これらの選考基準を踏まえた基本方針との整合性については、視点「(2) 建設及び維持管理のコスト（建物に係る工事費等を除く概算経費）の検討」において確認等を行う。

【④-イ との整合性】

- ・本基本方針に沿った選考基準としては、「5 市街地からの移動距離・時間」、「9 幹

線道路からのアクセス」、「1 1 自然災害の危険性」、「1 2 冬季の通行」及び「1 3 他の火葬場との位置関係」が挙げられる。

- ・市街地からの移動距離・時間については、移動時間を計測したところ、新宮町候補地が1 3分程度、清見町候補地及び丹生川町候補地はいずれも1 8分程度であった。
- ・幹線道路からのアクセスについては、国道1 5 8号に近い新宮町候補地が最も優れている。
- ・自然災害の危険性については、3候補地ともイエローゾーン又はレッドゾーンに指定された部分はないなど、特筆すべき点はないが、新宮町候補地が開けた斜面となっている点には、配慮が必要である。
- ・冬季の通行については、3候補地とも対策が必要である。
- ・他の火葬場との位置関係については、3候補地とも良好である。
- ・選考基準から3候補地を比較した場合、3候補地間において若干の優劣があるものの、基本方針との整合性という点においては問題がない。

【④-ウ との整合性】

- ・本基本方針に沿った選考基準としては、「1 4 稀少な動植物の有無」が挙げられる。
- ・3候補地とも稀少な動植物への影響は小さいと想定され、基本方針との整合性には問題がないと考えられるが、施設の建設にあたっては、自然環境への十分な配慮が必要である。

【④-エ との整合性】

- ・本基本方針に沿った選考基準として、「1 5 住宅、老人福祉施設、病院及び学校などの有無」が挙げられる。
- ・施設の建設にあたって留意すべき周辺施設(住宅等)の立地状況については、3候補地とも大きな問題はないが、近隣に所在する公園、スポーツ施設、畜産関係施設への配慮が必要である。
- ・新宮町候補地については、広範囲の住宅地からよく見える場所であるため、基本方針との整合性という面では他の候補地に比べてやや劣っている。

委員意見の集約（検討委員会作成、令和元年5月14日第15回会議資料）

選考基準	新宮町	丹生川町大萱	清見町牧ヶ洞
1 故人の旅立ちにふさわしい周辺環境	・ 北向きに向けた緩やかな斜面の中腹であり、良い環境であるが、住宅や公園に近く配慮を要する。	◎ 自然豊かで落ち着いた高山市らしい環境である。	△ 山に囲まれた郊外にある。周辺は企業立地のための空間であり、用途として適していない。
2 候補地からの景観	◎ 斜面の中腹から見下ろす見晴らし景観が非常によく、近くからは飛騨山脈も望むことができる。	◎ 周囲が開けて開放感があり、近くからは飛騨山脈も望むことができる。	△ 周囲から少し低い土地であり、隣地の利用状況についても良い景観とは言えない。
3 公募要件に示した敷地面積の確保状況	◎ 緩やかな傾斜があるが、十分な面積がある。	◎ 十分な面積があり、将来の建て替え用地の確保も可能である。	◎ 十分な面積があり、将来の建て替え用地の確保も可能である。
4 候補地の地形	・ 開けた斜面であることが、整備費用の面ではマイナスだが周辺環境や景観に寄与している。	◎ 少し段差があるが、それぞれが十分に広く平坦である。周囲の自然に合わせた整備が可能である。	◎ 周囲から少し低い土地であるが、造成済みの広大な平坦地である。
5 市街地からの移動距離・時間	○ 市街地からの移動距離が約4.3kmと近い。	△ 市街地からの移動距離が約10.6kmとやや遠い。	△ 市街地からの移動距離が約8.7kmとやや遠い。
6 上下水道や電気などのインフラの整備状況	・ 上下水道の整備には揚水ポンプを要し、数千万円から1億円程度の費用がかかると想定される。電気配線は1km以内が電力会社負担で整備されるが、付近まで来ている。	○ 上下水道の整備には上水道の増強を要し、数千万円程度の費用がかかると想定される。電気配線は1km以内が電力会社負担で整備されるが、付近まで来ている。	○ 上下水道の整備には浄化槽整備を要し、数千万円程度の費用がかかると想定される。電気配線は1km以内が電力会社負担で整備されるが、付近まで来ている。
7 用地の取得費用	△ 山林とはいえ必要以上の敷地面積があり、無駄がある。	◎ 所有者から火葬場用地として寄附の申出がなされている。	○ 市有地であり新たな費用はかからないが、企業を誘致した場合の譲渡収入を得ることはできなくなる。
8 造成や道路などの初期費用及び維持管理の費用	△ 斜面を平坦地にする造成および敷地への取付道路の整備を要し、数億円規模の費用がかかると想定される。	○ 少し段差があるがそれぞれが十分に広く、平坦な農地の宅地造成を行うのみである。	◎ 造成済みの平坦地である。
9 幹線道路からのアクセス	◎ 国道158号から道のりで約0.9kmと近く、優れている。	・ 国道158号から道のりで約3kmである。中部縦貫道丹生川ICの予定地から約4.5kmであり、市域全体からのアクセス改善が見込まれる。	○ 中部縦貫道高山西ICから道のりで約2kmであり、市域全体からのアクセスがよい。
10 県道や市道などの公道と候補地との関係	・ 市道認定されていないが、市の管理する道路に接している。	○ 市道に接している。	○ 市道に接している。
11 自然災害の危険性	○ 特に自然災害は想定されず、3件の候補地間の比較として特筆すべきことはない。	○ 特に自然災害は想定されず、3件の候補地間の比較として特筆すべきことはない。	○ 特に自然災害は想定されず、3件の候補地間の比較として特筆すべきことはない。
12 冬季の通行	△ 北向きの斜面であるため、現状の進入路及び敷地内に整備する取付道路ともに坂道となり、丁寧な除雪・凍結対策を要する。	△ アクセス路の市道は坂道であり、市街地よりも多雪であることから、従来以上の丁寧な除雪・凍結対策を要する。	△ アクセス路の市道は坂道であり、市街地よりも多雪であることから、従来以上の丁寧な除雪・凍結対策を要する。
13 他の火葬場との位置関係	○ 高山地域に位置しており、他の火葬場との位置関係は良好である。	○ 現在の高山火葬場を主に利用している地域であり、他の火葬場との位置関係は良好である。	○ 現在の高山火葬場を主に利用している地域であり、他の火葬場との位置関係は良好である。
14 希少な動植物の有無	○ 周囲の自然に配慮を要するが、候補地の現況は旧スキー場ゲレンデの雑種地であり、希少な動植物への影響は小さいと想定される。	○ 周囲の自然に配慮を要するが、候補地の現況は埋め立てた農地であり、希少な動植物への影響は小さいと想定される。	○ 周囲の自然に配慮を要するが、候補地の現況は造成済みの雑種地であり、希少な動植物への影響は小さいと想定される。
15 住宅、老人福祉施設、病院及び学校などの有無	△ 広範囲の住宅地からよく見える場所である。隣接する市民公園の一部敷地を含め、公園的に利用されている現状の土地利用を変更することとなる。	○ 近隣スポーツ施設等への配慮を要するが、住宅から敷地を見通すことはできない。	○ 既に近隣に立地している企業等への影響が少々懸念されるが、近隣に住宅はほとんどない。
「◎」優れている の個数	3	5	3
「○」良好である の個数	4	7	8
「・」どちらともいえない の個数	4	1	0
「△」課題がある の個数	4	2	4
総合評価	___3___ 位	___1___ 位	___2___ 位

記号凡例 「◎」：優れている、「○」：良好である、「・」：どちらともいえない、「△」：課題がある

建設及び維持管理のコスト（建物に係る工事費等を除く概算経費）の検討

単位：千円

	整備区分	考え方	整備内容	丹生川町大萱⑦		丹生川町大萱①		清見町牧ヶ洞⑦		清見町牧ヶ洞①		新宮町⑦		新宮町①	
				敷地の北側に配置	概算経費	敷地の南側に配置	概算経費	敷地の北東に配置	概算経費	敷地の南西に配置	概算経費	平坦地を造成し配置	概算経費	平坦地（東西に長い敷地）を造成し配置	概算経費
上下水道や電気などのインフラの整備費用	上水道整備	既設の本管と施設を最短距離で接続	上水道本管敷設	500m①	60,000	500m①	58,000	120m⑥	15,000	120m⑥	11,000	250m⑪	86,000	250m⑪	86,000
			敷地内給水管敷設	130m		90m		220m		110m		150m		150m	
			加圧設備設置※	1カ所		1カ所		不要		不要		2カ所		2カ所	
	下水道整備	既設の本管と施設を最短距離で接続（浄化槽設置が安価となる場合は浄化槽）	下水道本管敷設	160m②	17,000	160m②	17,000	—	33,000	—	34,000	190m⑫	21,000	190m⑫	21,000
浄化槽設置			—	—		140人槽⑦		140人槽⑦		—		—			
敷地内下水管敷設			130m	120m		20m		40m		150m		150m			
流量調整槽設置			1カ所	1カ所		不要		不要		不要		不要			
電気高圧受電	既設の高圧配線と施設を最短距離で接続	高圧配線（1km以内は電力会社が整備）	有り（6.6KV）	0	有り（6.6KV）	0	有り（6.6KV）	0	有り（6.6KV）	0	有り（6.6KV）	0	有り（6.6KV）	0	
用地の取得費用	用地取得費用	候補地のうち必要な部分のみ取得（9,000㎡の平坦地及び法面、インフラ設備等を考慮）	用地取得費用（近傍の取引実例等から単価を設定）	寄附 16,000㎡	0	寄附 16,000㎡	0	市有地 13,000㎡	0	市有地 9,500㎡	0	想定購入面積 24,000㎡（@¥3,000）	72,000	想定購入面積 23,000㎡（@¥3,000）	69,000
				（参考）16,000㎡を購入した場合（@¥2,000）	（32,000）	（参考）16,000㎡を購入した場合（@¥2,000）	（32,000）	（参考）誘致収入の減 13,000㎡（@¥10,000）	（130,000）	（参考）誘致収入の減 9,500㎡（@¥10,000）	（95,000）	同上	（72,000）	同上	（69,000）
				（参考）全面積を購入した場合31,000㎡	（62,000）	（参考）全面積を購入した場合31,000㎡	（62,000）	（参考）全面積の誘致収入の減30,880㎡	（309,000）	（参考）全面積の誘致収入の減30,880㎡	（309,000）	（参考）全面積を購入した場合197,000㎡	（591,000）	（参考）全面積を購入した場合197,000㎡	（591,000）
造成や道路などの初期費用及び維持管理の費用	道路整備	公道から建物までの新たな道路を整備	取付道路新設	不要	49,000	不要	35,000	不要	88,000	不要	42,000	440m⑬	224,000	440m⑬	245,000
			敷地内通路新設	140m		100m		250m		120m		200m			
	平坦地整備	9,000㎡の平坦地を確保	平坦地整備（調整池等を除く）	既存利用	0	農地の宅地造成3500㎡	7,000	既存利用	0	既存利用	0	9,000㎡（100m×90m）	130,000	9,000㎡（150m×60m）	145,000
	排水整備	既設の設備又は河川と施設を最短距離で接続	側溝設置	370m③	23,000	370m③	23,000	既存側溝利用⑧	0	既存側溝利用⑧	0	取付道路に整備	取付道路の工事費を含む	取付道路に整備	取付道路の工事費を含む
維持管理（除雪対策）	施設へのアクセスのため新たに必要となる区間 新設道路が設置基準に該当する場合に機器を設置	新設道路の除雪※	140m	7,000	100m	5,000	250m	12,500	120m	6,000	640m	60,000	700m	63,000	
		融雪剤散布機※	不要		不要		不要		不要		2カ所⑭⑮		2カ所⑭⑮		
合 計 A				156,000 } (188,000) } (218,000)	145,000 } (177,000) } (207,000)	148,500 } (278,500) } (457,500)	93,000 } (188,000) } (402,000)	593,000 } (593,000) } (1,112,000)	629,000 } (629,000) } (1,151,000)						

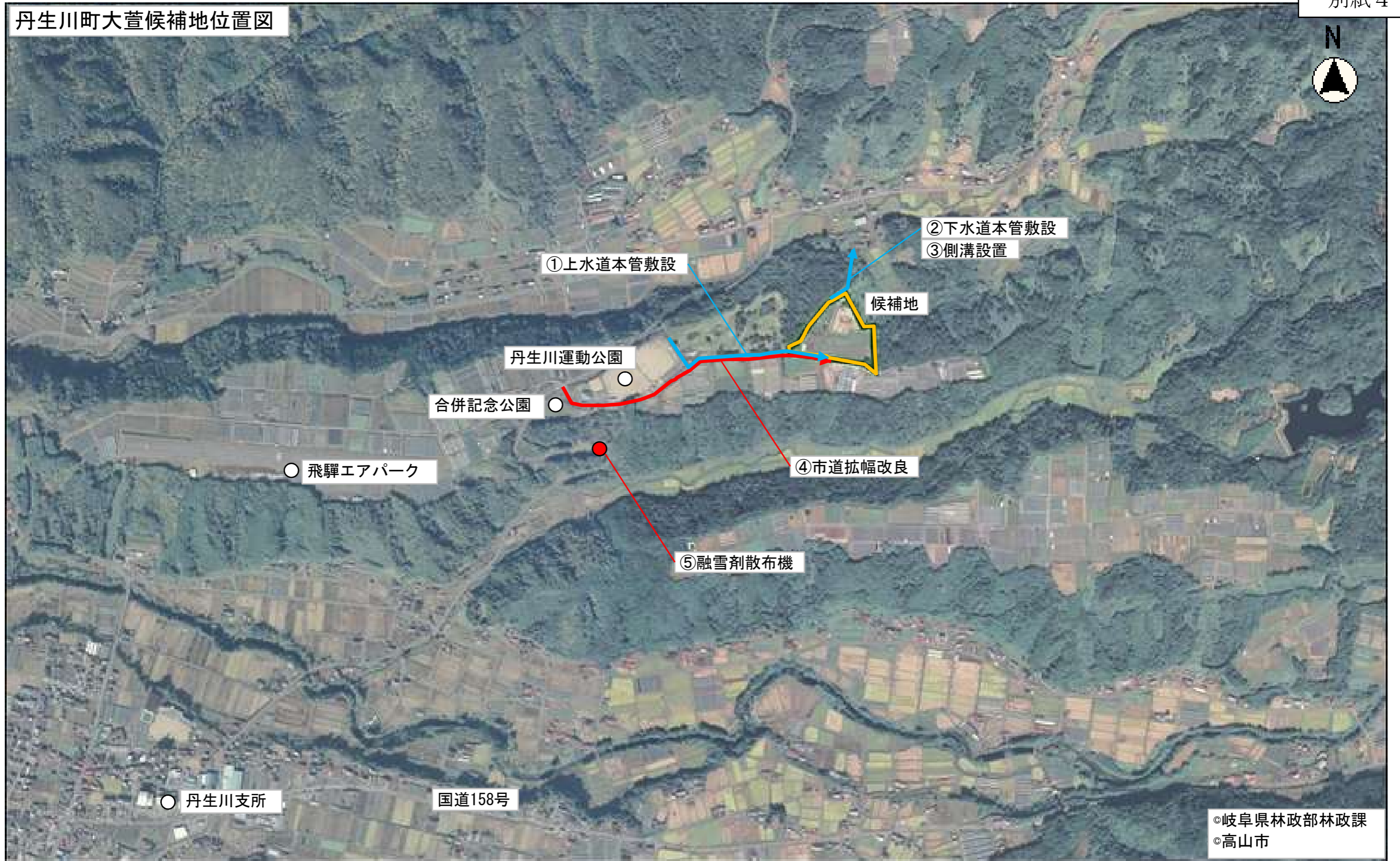
アクセス道路関係

整備区分	考え方	整備内容	丹生川町大萱⑦		丹生川町大萱①		清見町牧ヶ洞⑦		清見町牧ヶ洞①		新宮町⑦		新宮町①	
				概算経費		概算経費		概算経費		概算経費		概算経費		概算経費
道路整備	2車線の幅員を確保	既存市道拡幅	820m④	170,000	820m④	170,000	—	0	—	0	—	0	—	0
除雪対策	施設へのアクセスのため新たに必要となる区間 バス運行に伴い設置基準に該当する場合に機器を設置	既存市道の除雪※	不要	14,000	不要	14,000	2100m⑨	119,000	2100m⑨	119,000	不要	14,000	不要	14,000
		融雪剤散布機※	1カ所⑤		1カ所⑤		1カ所⑩		1カ所⑩		1カ所⑥		1カ所⑥	
小 計 B				184,000	184,000	119,000	119,000	14,000	14,000					
合 計 A+B				340,000 } (372,000) } (402,000)	329,000 } (361,000) } (391,000)	267,500 } (397,500) } (576,500)	212,000 } (307,000) } (521,000)	607,000 } (607,000) } (1,126,000)	643,000 } (643,000) } (1,165,000)					

※新たな設備等は50年間分の維持経費を含めて算出

概算経費の算出結果 （建物本体工事、外構、測量等調査及び設計等の費用はそれぞれ別途必要）	丹生川町大萱 : 約3.3～4.0億円	清見町牧ヶ洞 : 約2.1～5.8億円	新宮町 : 約6.1～11.7億円
---	---------------------	---------------------	-------------------

丹生川町大萱候補地位置図



丹生川町大萱候補地
インフラ等整備検討図ア

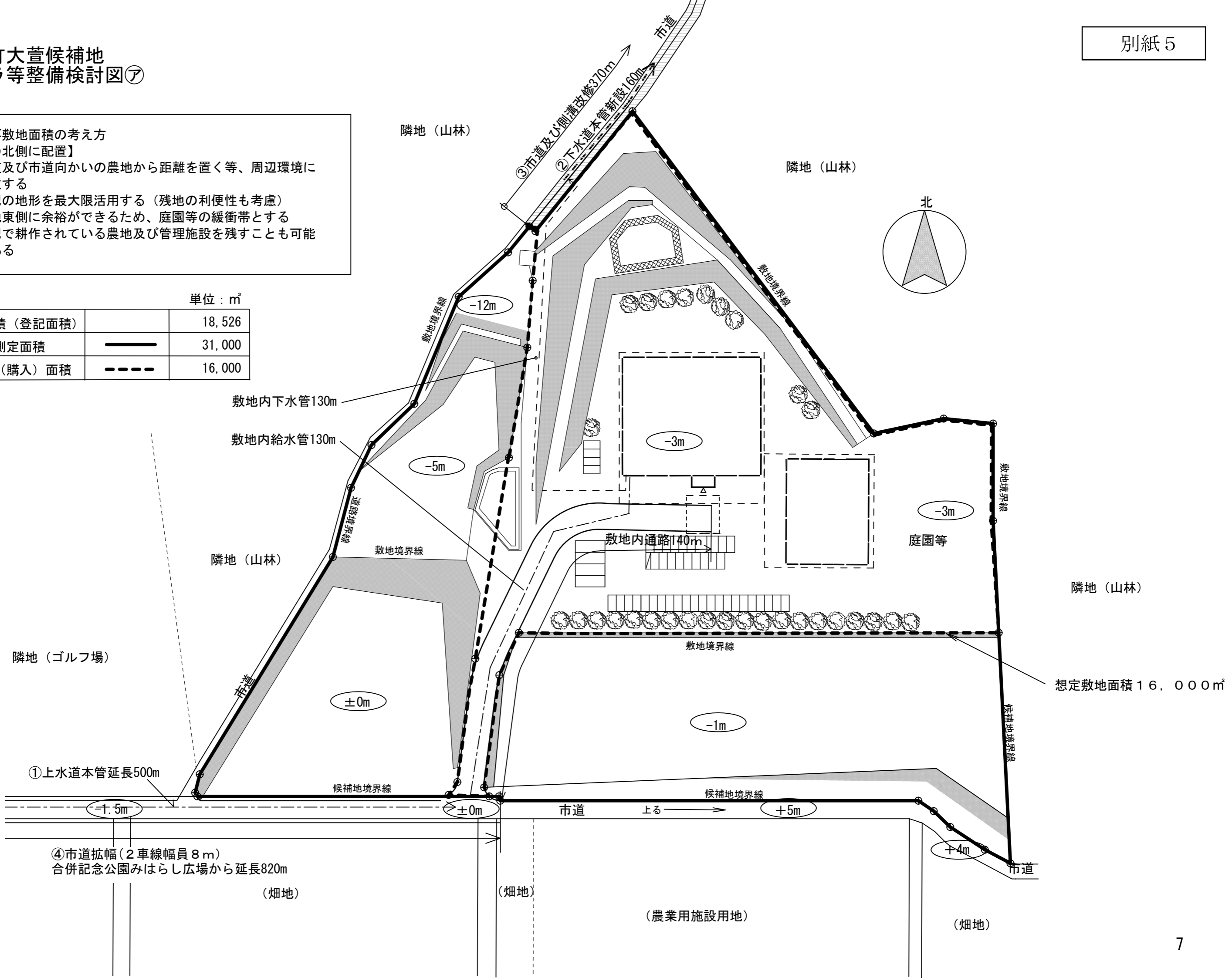
配置及び敷地面積の考え方

【敷地の北側に配置】

- ・市道及び市道向かいの農地から距離を置く等、周辺環境に配慮する
- ・現況の地形を最大限活用する（残地の利便性も考慮）
- ・敷地東側に余裕ができるため、庭園等の緩衝帯とする
- ・現況で耕作されている農地及び管理施設を残すことも可能である

単位：㎡

候補地面積（登記面積）		18,526
同図面上測定面積	———	31,000
想定敷地（購入）面積	- - - - -	16,000



想定敷地面積 16,000㎡

丹生川町大萱候補地
インフラ等整備検討図①

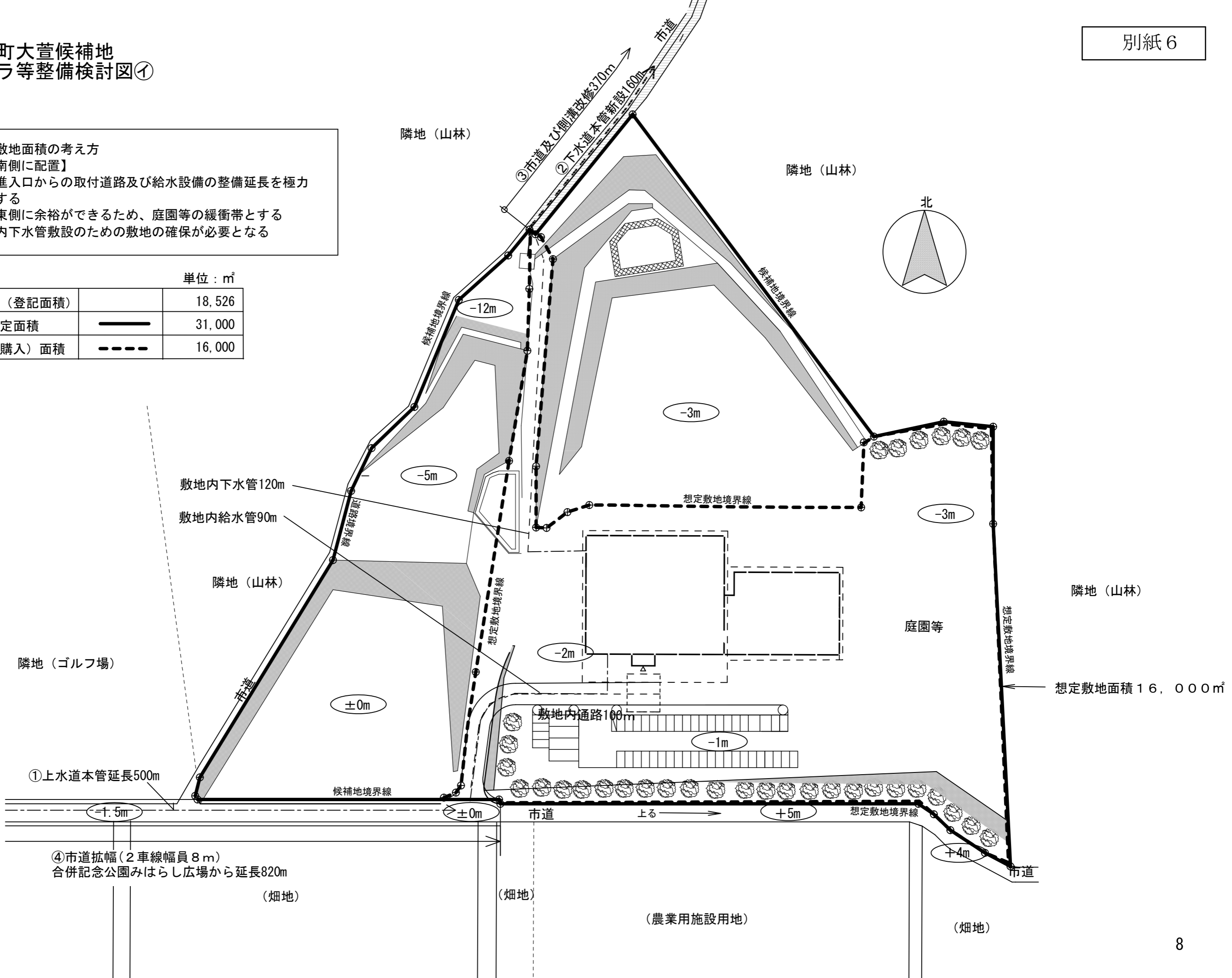
配置及び敷地面積の考え方

【敷地の南側に配置】

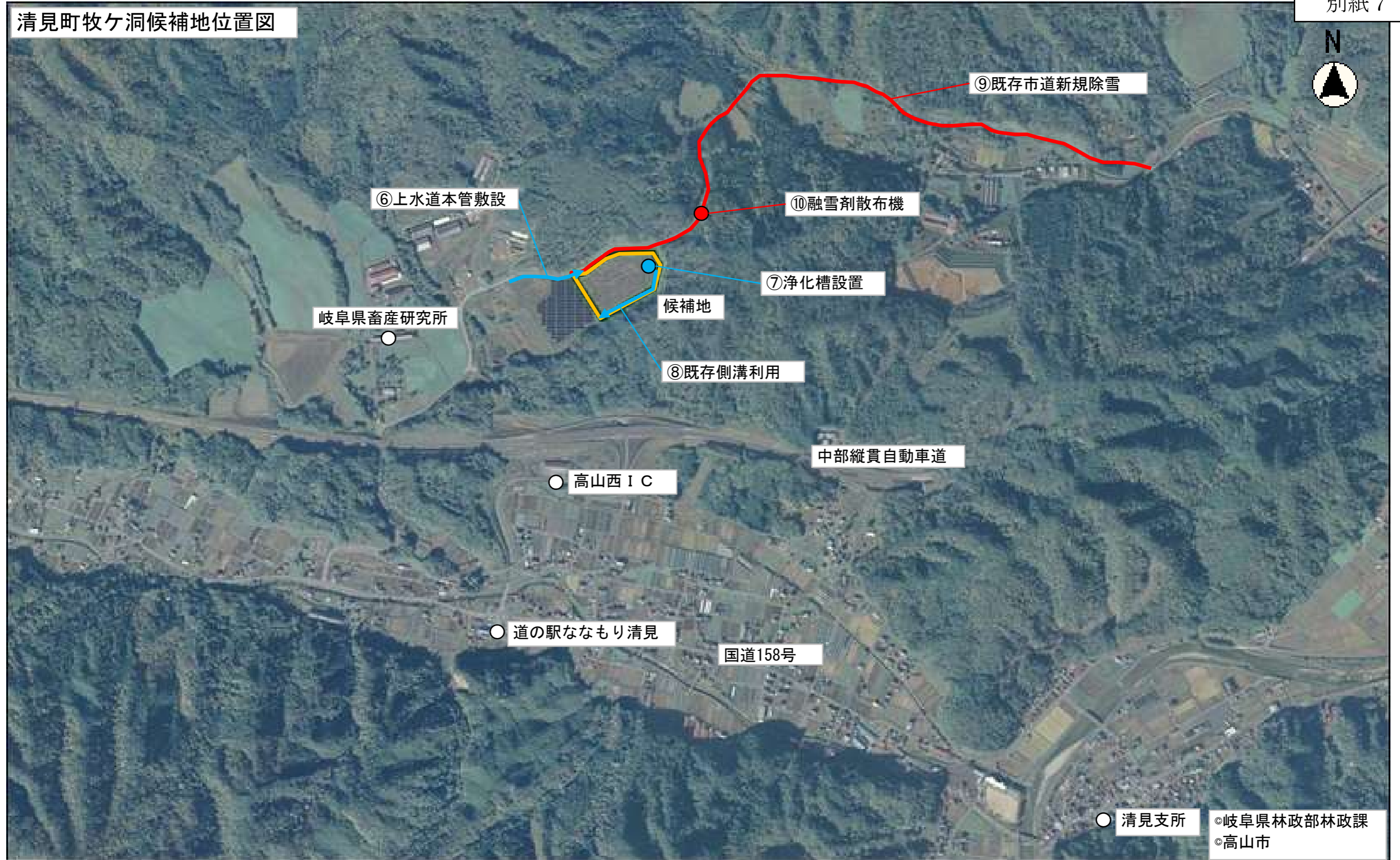
- ・市道進入口からの取付道路及び給水設備の整備延長を極力短くする
- ・敷地東側に余裕ができるため、庭園等の緩衝帯とする
- ・敷地内下水管敷設のための敷地の確保が必要となる

単位：㎡

候補地面積（登記面積）		18,526
同図面上測定面積	——	31,000
想定敷地（購入）面積	----	16,000



清見町牧ヶ洞候補地位置図



岐阜県畜産研究所

⑥上水道本管敷設

候補地

⑧既存側溝利用

⑦浄化槽設置

⑩融雪剤散布機

⑨既存市道新規除雪

中部縦貫自動車道

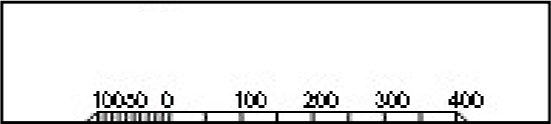
高山西 I C

道の駅ななもり清見

国道158号

清見支所

◎岐阜県林政部林政課
◎高山市



清見町牧ヶ洞候補地 インフラ等整備検討図(ア)

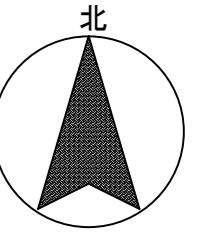
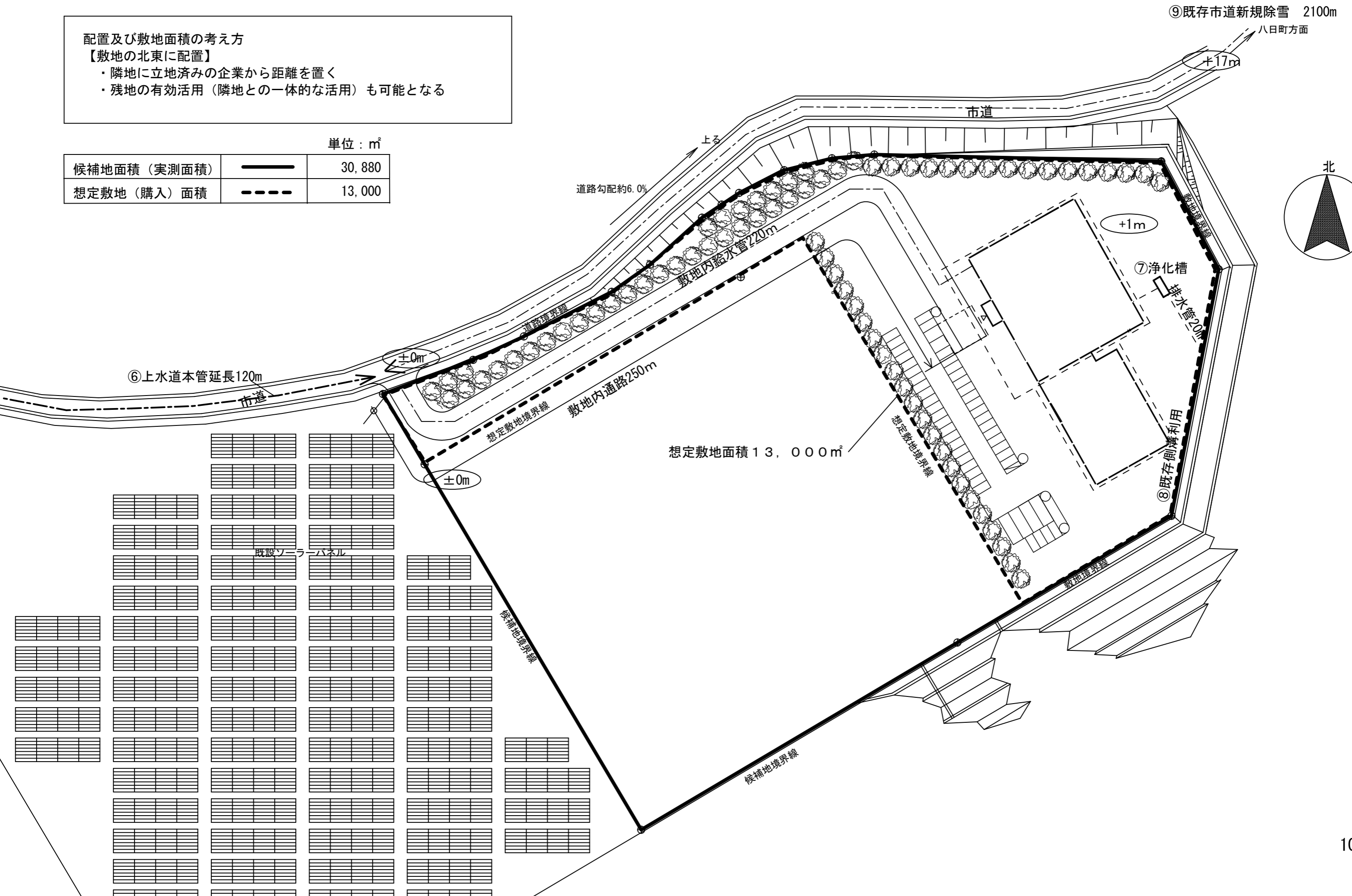
配置及び敷地面積の考え方

【敷地の北東に配置】

- ・隣地に立地済みの企業から距離を置く
- ・残地の有効活用（隣地との一体的な活用）も可能となる

単位：m²

候補地面積（実測面積）	———	30,880
想定敷地（購入）面積	-----	13,000



清見町牧ヶ洞候補地
 インフラ等整備検討図①

配置及び敷地面積の考え方

【敷地の南西に配置】

- ・市道進入口からの距離を短くする
- ・整形な敷地を確保する
- ・残地の利便性を考慮する

単位：㎡

候補地面積（実測面積）	———	30,880
想定敷地（購入）面積	- - - - -	9,500

⑨既存市道新規除雪 2100m

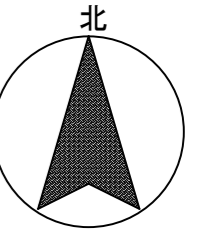
八日町方面

+17m

市道

上る

道路勾配約6.0%



+1m

⑥上水道本管延長120m

市道

+0m

想定敷地面積 9,500㎡

想定敷地境界線

想定敷地境界線

敷地内給水管110m

敷地内通路20m

②浄化槽

排水管40m

⑧既存側溝利用

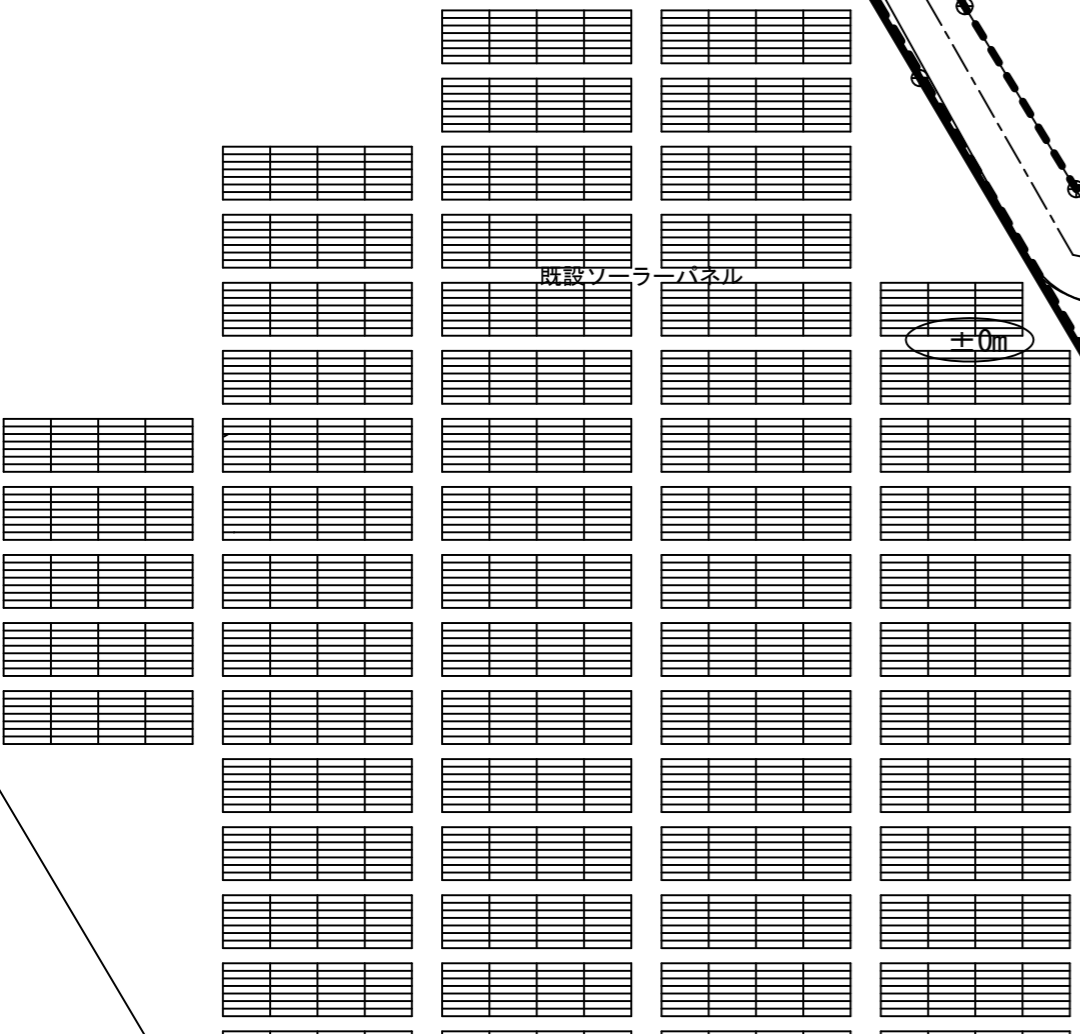
候補地境界線

候補地境界線

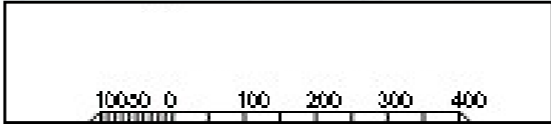
既設ソーラパネル

+0m

候補地境界線

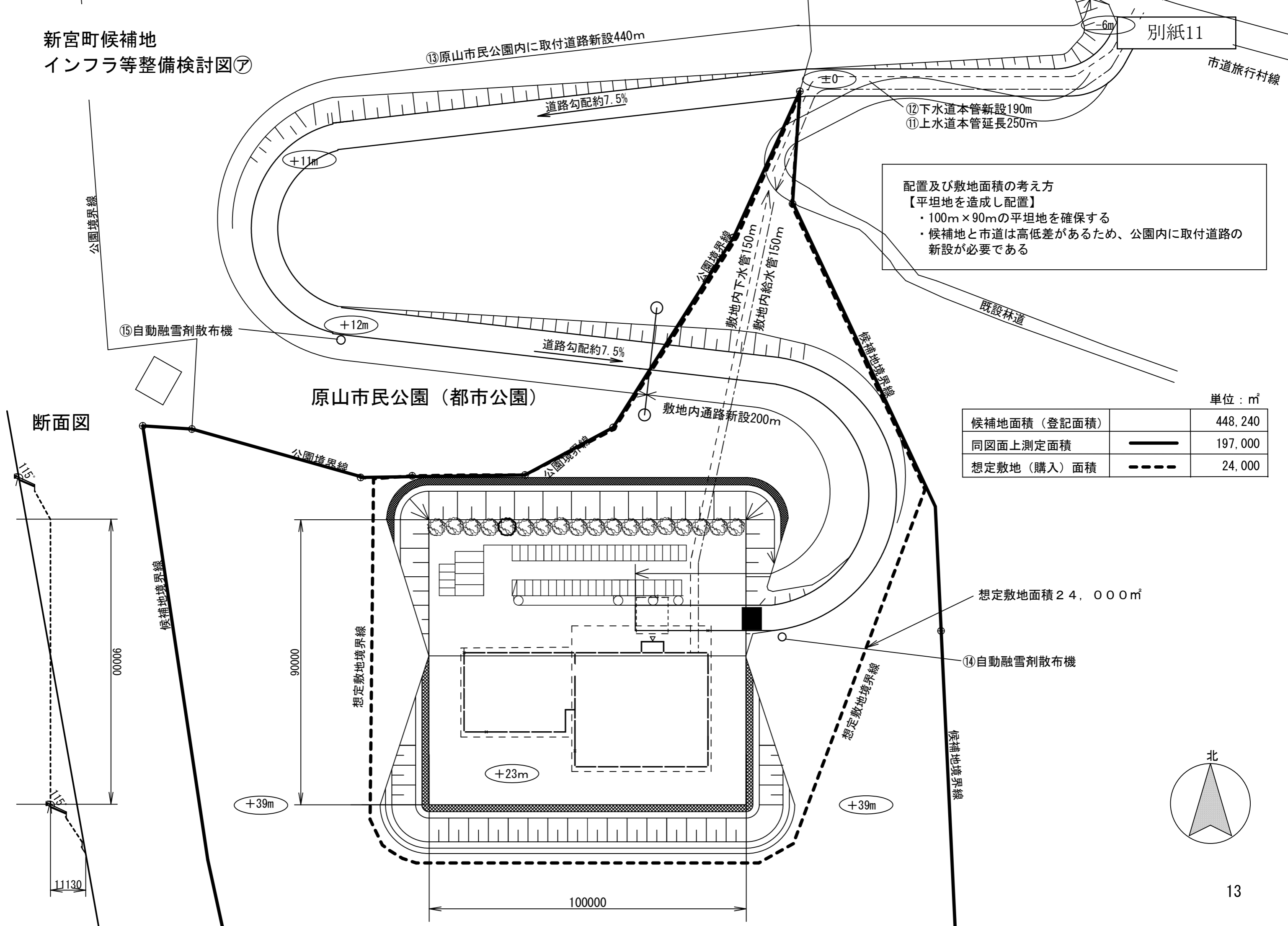


新宮町候補地位置図



©岐阜県林政部林政課
©高山市

新宮町候補地
インフラ等整備検討図㊦

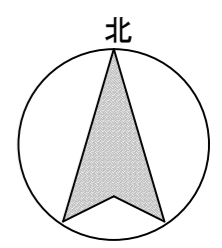


配置及び敷地面積の考え方
【平坦地を造成し配置】

- ・ 100m×90mの平坦地を確保する
- ・ 候補地と市道は高低差があるため、公園内に取付道路の新設が必要である

単位：㎡		
候補地面積（登記面積）		448,240
同図面上測定面積	———	197,000
想定敷地（購入）面積	-----	24,000

想定敷地面積 24,000㎡



新宮町候補地
インフラ等整備検討図①

⑬原山市民公園内に取付道路新設440m

⑫下水道本管新設190m
⑪上水道本管延長250m

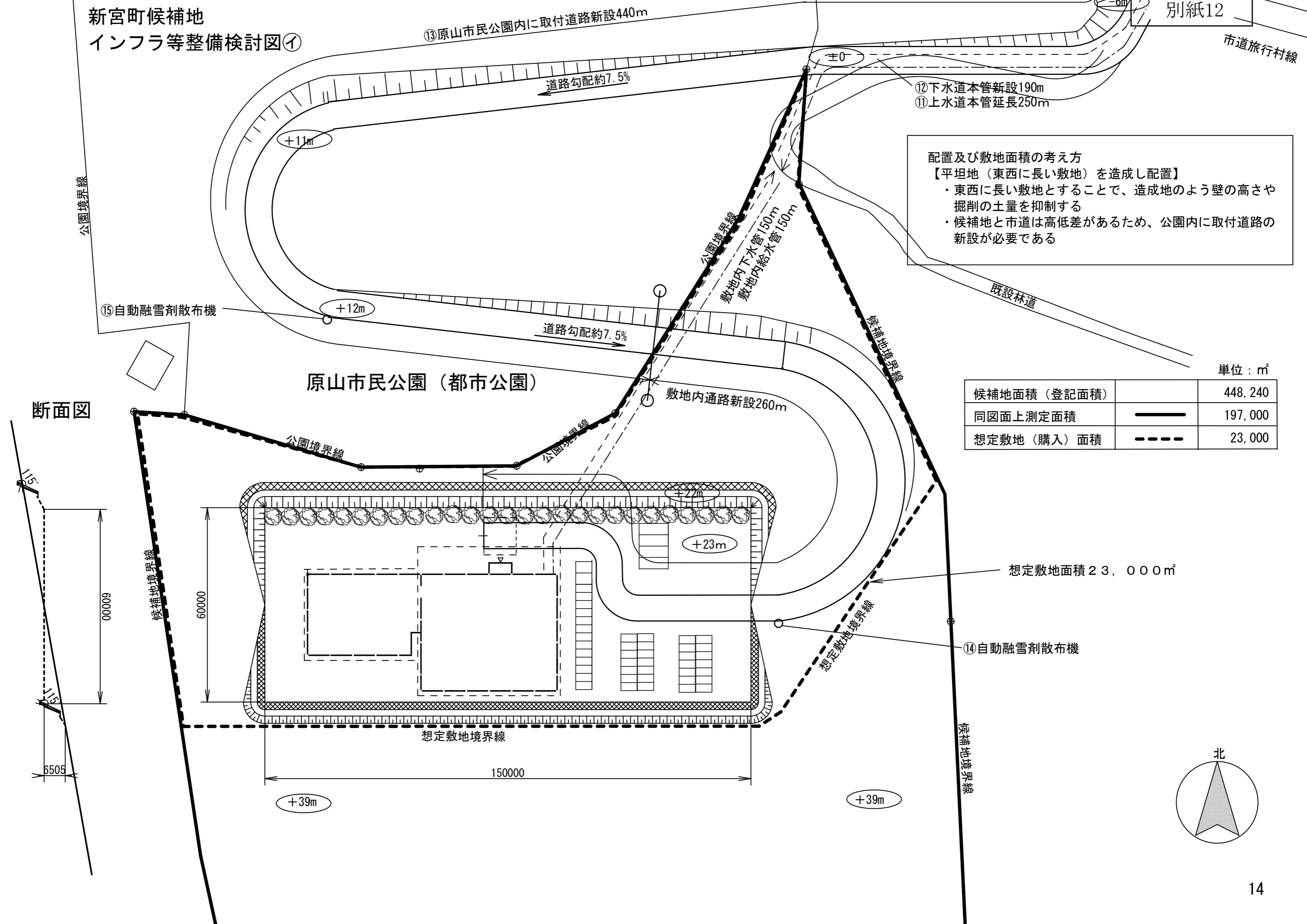
配置及び敷地面積の考え方
【平坦地（東西に長い敷地）を造成し配置】

- ・東西に長い敷地とすることで、造成地のような壁の高さや掘削の土量を抑制する
- ・候補地と市道は高低差があるため、公園内に取付道路の新設が必要である

単位：㎡

候補地面積（登記面積）		448,240
同図面上測定面積	——	197,000
想定敷地（購入）面積	----	23,000

想定敷地面積 23,000㎡



断面図

関連上位計画との整合

○第八次総合計画		
火葬場建設事業は、重点事業として位置付けており、「まちづくり戦略3-(2) 利便性の高い都市機能とネットワークの構築 ③ 効果的な都市施設の整備」において、「火葬場やごみ焼却処理施設の整備をすすめます。」と記載している。		
○都市基本計画(案)		
「都市施設の計画的な整備」として、「卸売市場、火葬場、ごみ焼却場の整備」を方針として記載している。土地利用の方向性としてのゾーニングは、次のとおりである。 【各候補地におけるゾーニングは、火葬場の立地を制限するものではない】		
丹生川町大萱	清見町牧ヶ洞	新宮町
田園区域(市街地郊外や支所地域における田園地帯や田園集落地等) 【立地制限なし】	商工業集積区域(商工業施設や流通業務施設等の集積地) 【立地制限なし】	森林・山間区域(森林地域や山間集落地等) 【立地制限なし】

各種法令等への対応

○墓地、埋葬等に関する法律		
火葬場を民間事業者(宗教法人等)が経営しようとする場合は、市長の許可が必要である。(墓地、埋葬等に関する法律第10条) 【市が設置する場合は許可手続きが不要であるが、法の主旨に沿った事務をすすめる】 (高山市墓地、埋葬等に関する法律施行細則 別表(抄))		
場所選定基準	<ol style="list-style-type: none"> 1 経営者の経営維持上、墓地使用者の利用上、適切な場所、規模であること。 2 墓地使用者、周囲関係者が不当な権利制限を受けるおそれのないこと。 3 公共福祉の観点からみた法律、施策に適合していること。 	
○都市計画法、建築基準法等		
火葬場は、都市計画法第11条に規定する都市施設のひとつであり、都市計画決定を行う場合は、都市施設の種類、名称、位置及び区域、その他政令で定めるもの(火葬場の場合は面積)を定める必要がある。都市計画決定の手続きにおいては、住民の意見を反映する機会(公聴会等)、高山市都市計画審議会での専門的な意見などを反映する機会を設けることとなっている。 建築基準法第51条では、「都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。」とされている。 各候補地の区域指定は次のとおりである。なお、その他法令により建築に関する規制のある区域指定として、国立公園、県立自然公園、風致地区及び景観重点区域があるが、各候補地はいずれにも指定されていない。 また、美しい景観と潤いのあるまちづくり条例で規定する届出が必要な大規模開発事業に該当するが、市が行う開発事業については適用除外とされており、手続きは不要である。		
丹生川町大萱	清見町牧ヶ洞	新宮町
都市計画区域外 【都市計画決定手続きは任意であるが、実施する方向で検討】	都市計画区域内、用途地域無指定(建ぺい率60%、容積率200%) 【都市計画決定手続きが必要】	都市計画区域内、用途地域無指定(建ぺい率60%、容積率200%) 【都市計画決定手続きが必要】
○農業振興地域の整備に関する法律、農地法		
農業振興地域内農用地区域(以下「農振農用地」という。)に火葬場を建設する場合は、農振農用地からの除外手続き、農地法第5条に基づく農地転用手続きが必要となる。公共施設を整備する場合、その敷地は農振農用地から除外し、農地以外に転用することができる。		
丹生川町大萱	清見町牧ヶ洞	新宮町
農振農用地あり 【手続き必要(除外可)】	農地なし 【手続き不要】	農地なし 【手続き不要】
○環境影響評価法、ダイオキシン類対策特別措置法など		
環境影響評価法 【火葬場は法対象事業に含まれない】 岐阜県環境影響評価条例 【火葬場は対象にならない】 ダイオキシン類対策特別措置法 【火葬場は規制の対象となる特定施設に含まれない】 悪臭防止法 【本市は市域全域が同一基準である】 【上記法令に基づく手続きは不要であるが、環境への最大限の配慮という観点から、環境影響調査の実施、ダイオキシン類濃度についての自主目標値の設定等の取り組みを行う】		
○その他の地域指定など		
次の7種の地域等に指定されている土地は、候補地の公募時から対象外としており、各候補地はいずれにも指定されていない。 ①都市計画用途地域のうち第一種・第二種低層住居専用地域又は第一種中高層住居専用地域 ②砂防指定地 ③急傾斜地崩壊危険区域 ④地すべり防止区域 ⑤周知の埋蔵文化財包蔵地 ⑥土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン) ⑦施設建設時に支障となる抵当権など所有権以外の権利が設定された土地 また、各候補地は、土砂災害警戒区域(イエローゾーン)の指定もない。		

主な市民意見と対応

- ・ 農業への風評被害の影響
⇒ 農業の更なる振興を図るとともに、整備にあたっては、風評被害等に対する危惧を払しょくできるよう、環境や景観等に最大限配慮する。
- ・ 丹生川町候補地における土地の寄附
⇒ 寄附を理由として特別な対応をすることはないが、市民の疑義を招くことのないよう、寄附に係る事務の取り扱いについて、要綱等の制定を検討する。
- ・ 市街地から候補地までの距離
⇒ 市街地から3候補地への移動時間は13分から18分程度であり、利用者等に受け入れられる距離であると考える。
- ・ 施設の規模(火葬炉数や待合室等)のあり方(過剰とならないように)
⇒ 死亡者数の推計や希望される火葬時間の状況から、火葬炉数を4基としている。待合室の規模等については、葬儀や火葬の多様化に対応した施設となるよう、今後、検討をすすめる。
- ・ 候補地に近接する施設への配慮
⇒ 3候補地とも近接する施設等に対する配慮が必要であり、必要な対応を検討する。
- ・ 地元住民等への対応
⇒ 丁寧に対話をすすめる中で様々なご意見を受け止めるとともに、可能な事項については対応する等、地元住民や市民の理解が得られるよう、取り組みをすすめる。

候補地(案)についてのパブリックコメントへの対応

【意見募集の概要】

案件名	新火葬場の候補地(案)について
募集期間	令和2年6月1日(月)～令和2年8月17日(月) (78日間)
担当部・課	市民保健部 火葬場建設推進室

【集計結果】

意見の分類	意見提出人数	意見件数
3件の候補地について	9人	7件
除外した候補地について	7人	4件
新施設の規模等について	7人	1件
事業の進め方について	3人	3件
合計※	12人	15件

※同主旨の意見については、集約した上で意見件数として集計しています。
 なお、表中の意見提出人数は実人数を計上しています。

【意見及び検討結果】

項目	
① 修正します	意見に基づき、原案を修正するもの
② 意見として承ります	原案は修正しないが、今後の取組の参考とするもの
③ 原案のとおりとします	検討した結果、修正しないもの
④ その他	原案に関する意見でないもの(感想や質問)に回答するもの

【意見及び検討結果等の一覧】

3件の候補地について

No.	人数	意見	検討結果及びその理由
1	3人	<p>丹生川町候補地を除外してほしい。 (理由) ・落ち着いた環境であると評価されているが、近隣に児童公園、丹生川運動公園、飛驒エアパークがあり、騒がしいと思う。 ・候補地周辺は飛驒を代表するトマト・ホウレンソウの産地であり、農家は風評被害による飛驒高冷地野菜ブランドそのものへの打撃を心配している。</p>	<p>③原案のとおりとします</p> <p>候補地(案)は、検討委員会による現地視察を経て、周辺環境(騒音等)、地形、住宅の有無などを総合的に評価して選考したものです。 また、農業の盛んな他市の例を調査したところ、風評被害が発生したという事例は確認されませんでした。 建設地においては、適切な環境影響調査を実施し、環境への影響について最大限配慮した整備を行うこととしており、ご意見にある騒音や風評被害等を要因として、候補地(案)を修正することは考えていません。</p>

No.	人数	意見	検討結果及びその理由	
2	2人	丹生川町候補地の寄附を受けることは疑問である。 (理由) ・宗教団体に寄附を求めたことで、今後市が寄附者に譲歩する必要がある懸念がある。	④その他	市から候補地について寄附を求めたことはありません。 また、寄附を理由として、寄附者に対する特別な対応をすることはなく、宗教法人からの寄附の受け入れについても問題ははありません。
3	1人	丹生川町候補地における水道工事に伴い、水道料金が上がることや、周辺での水圧不足はないか。 下水管や排水設備の設置について、地権者の承諾はとれるのか。	④その他	火葬場での水の使用は、待合部門の手洗い、トイレ程度であるため、水圧不足などを生じさせることはなく、水道料金への影響もありません。 下水管や排水設備については、市道敷等への設置が可能です。
4	1人	3件の候補地は、新火葬場の候補地としてふさわしくない。 (理由) ・いずれも市街地から遠い。現在の火葬場や旧高山警察署跡地などの市街地が良い。 ・郊外への立地は、熊などの危険、冬季の通行、土砂災害などのデメリットがある。	③原案のとおりとします	新火葬場の建設にあたっては、市民のみなさまのご意見や検討委員会における検討結果を踏まえて、基本構想(基本コンセプト「ふるさと高山の自然と風土に抱かれた 厳かで温もりのある旅立ちの空間」、基本方針、施設の整備内容など)を定めています。候補地の選考は、この基本構想に沿って行いました。 市街地からの移動距離については、選考基準の一つとしており、現地視察などを行い、状況を確認しています。
5	2人	新宮町候補地を建設地としてほしい。 (理由) ・高山地域のセレモニーホールから近い。 ・降雪量が丹生川町や清見町より少ない。	②意見として承ります	建設地(案)は、具体的な整備を想定して概算経費を積算した上で、どこの候補地が最も建設地としてふさわしいのか、様々な観点から検討した上で決定します。
6	1人	新宮町候補地を除外してほしい。 (理由) ・住宅地であり、スーパーなどの立地が実現しない中で火葬場の立地が決まるのは納得がいかない。	③原案のとおりとします	候補地(案)は、周辺環境、地形、住宅の有無などを総合的に評価して選考したものです。 ご意見にある、住宅地等を要因として、候補地(案)を修正することは考えていません。
7	1人	3件の候補地で、想定している配置検討図を示してほしい。 (理由) 江名子町及び西洞町の配置検討図は示されているが、3件の候補地案の配置検討図がないのは疑問である。公表されていれば参考となる。	②意見として承ります	江名子町及び西洞町の候補地の配置検討図は、候補地(案)の決定の際、除外の妥当性を検証した資料として添付したものです。 3件の候補地の配置イメージは、第15回検討委員会の会議資料として公表していますが、配置検討図については、みなさまからのご意見も踏まえ、建設地(案)の決定にあたっての資料として提示する予定です。

除外した候補地について

No.	人数	意見	検討結果及びその理由	
8	7人	西洞町候補地を除外しないでほしい。 (理由) ・ほとんどの葬儀が市街地で行われるため、多くの市民にとって利便性が高い。 ・敷地面積が限られてはいるが、その分コンパクトな施設にすればよい。 ・高低差のある地形を活かし、地上・地下も含めた複数階の建物とするなどの工夫をすればよい。 ・現市道は待避所の設置などを行えばよい。 ・仮に示された取付道路について、もっと造成規模を小さくできるのではないかな。	③原案のとおりとします	西洞町での建設については、議会のご意見等を踏まえ、候補地に加え、周辺地域(公募以外に提供の申し出のあった土地)を含め、詳細に検討を行いました。が、西洞町候補地は、利用しながらの建て替えは困難であるとともに、必要なスペースの確保、アクセス市道の安全性・緑地保全の観点などの点で課題が多いこと等から、候補地から除外することとしました。
9	1人	西洞町での建設の検討において、市道松之木千島線に接続する取付道路検討図が示されているが、これは当該検討に限り示されたものか。	④その他	候補地(案)の検討のために作成したものです。
10	1人	西洞町の土地提供については、火葬場施設用地としての申し出であり、これ以外の目的利用としては提供しないというものなのか。	④その他	申し出は、火葬場の建設用地としての活用という趣旨のものと理解しています。
11	1人	5件の候補地の基礎情報を一覧にした公表資料(別紙2-3)に関して、いずれの候補地においても、火葬場建設に関して大きな課題は無いと解釈してよいか。	④その他	公表資料別紙2-3は、法令による区域指定やインフラの整備状況などを示したものであり、5件の候補地における建設に関して大きな課題となる項目はありません。

新施設の規模等について

12	1人	新火葬場に求める規模等ほどのようなものなのかをできるだけ具体的に示すべきである。 (理由) 候補地や建設地を決定した後に決めるのでは、場所ありきで決定したように見える。	②意見として承ります	候補地選考の前に、市民のみなさまのご意見や検討委員会における検討結果を踏まえ、施設の整備内容等を含む「高山市新火葬場建設基本構想」を定めています。 火葬炉については、死亡者数の推計や希望される火葬時間の状況から、火葬炉数を4基としています。 また、告別・収骨室及び待合室については、火葬炉ごとに個室として整備することとしています。 施設規模等については、不足のない数値として試算したものであり、過剰な規模とならないよう、今後具体的な検討をすすめていきます。
	4人	新施設の人体火葬炉は3基又は2基でよい。 (理由) ・1基で1日3件の火葬が可能である。 ・家族葬が増え、葬儀の時刻が遅くても構わない市民も多い。 ・将来的な維持経費を考慮すべきである。		
	5人	新施設の待合室棟の面積を縮小すべきである。 (理由) ・今後も葬儀及びお斎の簡素化が続くと思われる。 ・将来的な維持経費を考慮すべきである。		

事業の進め方について

No.	人数	意見	検討結果及びその理由	
13	1人	検討委員会における検討状況の精査及び検証の実施機関はどこか。担当課において精査及び検証を行ったのでは、透明性、公平性に欠けるのではないか。	④その他	検討委員会における検討状況の精査等については、市の責任において候補地(案)を決定するという観点から、市において実施しました。
14	1人	最終答申後に寄せられた市民意見に対する市の考えとして、「ご意見として伺う」とあるのは、見直し等再検討をしないという主旨なのか。 「対話を進めながら整備についてご理解をいただきたい」とあるのは、整備にあたっての意見等について受けとめながら対応していくものと解釈してよいか。	④その他	「ご意見として伺う」としているのは、今後の取り組みにおいて、参考とするものです。 今後の事業をすすめるにあたっては、丁寧に対話をすすめる中で様々なご意見を受け止め、可能な事項については対応していきます。
15	1人	市民は、コロナ禍の非日常で新火葬場建設に関心を寄せる余裕がない。市民の潜在的意見を吸い上げる具体的な工夫がほしい。拙速に結論を出さず、慎重に検討されたい。 検討委員会の各種団体代表者には葬儀関係者や仏教関係者は入っていないが、専門家の意見を参考とする姿勢も必要である。	②意見として承ります	新火葬場の候補地(案)の選考にあたっては、有識者、各種団体の代表及び公募により選出された方を委員とする検討委員会を設置し、ご議論いただくとともに、市民説明会やパブリックコメントの実施など、数多くの市民のご意見を伺う機会を設け、慎重に取り組みをすすめてきました。 今後も、丁寧に市民意見を伺いながら、取り組みをすすめます。

市民説明会における市民意見への対応

【市民説明会の概要】

説明会名	新火葬場候補地市民説明会
実施時期	令和2年9月23日(水) ～ 令和2年9月25日(金) (3日間)
会場及び参加人数	丹生川支所防災集会室 42人 市民文化会館4-7 23人 清見支所大会議室 23人

【集計結果】

意見件数	23件
------	-----

【意見及び市の考えの一覧】

項目	No.	意見	市の考え
3件の候補地について	1	丹生川町候補地は、高山市の農業の中心地である。これまでに他市で風評被害の例は無くても、今後のインターネット時代においては分からない。市は農業を大事に思っているのか。	第八次総合計画において、丹生川地域のまちづくりの方向性として、高冷地野菜を中心とした農林畜産業の振興を図るとしています。風評被害等に対する危惧を払しょくできるよう、環境や景観に最大限配慮した整備を行います。
	2	丹生川町候補地に賛成。火葬場建設を良い機会として、丹生川の自然や温泉などの良さをアピールしてほしい。観光や農業など、それぞれにメリットがある方法を考えれば、皆さんに納得してもらえる。	丹生川地域には、自然や温泉など魅力ある地域資源を有しています。今後とも地域の魅力の活用・発信に努めていきます。
	3	丹生川町候補地の北側の市道は途中で曲がっているため、民地も使って雨水をまっすぐ川へ排水する計画が必要ではないか。	流量調整設備などにより、市道内での排水施設整備が可能と想定しています。建設地となった際には、詳細な調査を行います。
	4	土地が無償だと吹聴されたため、多くの市民がそれなら決定的だと思ってしまう。丹生川町がはめられたという思いだ。	
	5	寄附者に対しては、何かをお返ししたいのが人情である。市が寄附者に村度はないと言い切るのは不自然だ。	丹生川町候補地は、所有者から応募があり、その後寄附の申し出がありました。市から寄附を求めたことはありません。また、寄附を理由に特別な対応をすることはありません。
	6	寄附を受ける場合、寄附者が、市に寄附をしたことをPRには使わないとの確約を取り交わさなければ、市のイメージに影響を及ぼす可能性がある。	
	7	H30年5月の会議記録に関して、市は、全ての候補地を対象とした寄附の調査は行ってないとしていたが、丹生川町候補地の寄附について確認したのであれば、矛盾しているのではないか。	全ての候補地を対象とした寄附の意向調査は、行っていません。候補地の選考が進む中で、H30年11月に丹生川町候補地について寄附の申し出がありました。

項目	No.	意見	市の考え
3件の候補地について	8	市の中心部から一番近いので、新宮町候補地が良い。利用者の多い市街地から近い場所が良いという意見は多いと思う。	検討委員会では、市街地からの移動距離・時間についても選考基準の一つとしており、現地視察等により状況を確認したうえで総合的に検討し、3件の候補地を選考しています。建設地(案)の決定にあたっては、そうした経緯を踏まえ、様々な観点から総合的に検討を行います。
	9	新宮町候補地で、公園内に取付道路の新設を想定しているようだが、既設の林道から接続したほうが安価に整備できるのではないか。	通行時の安全性の確保等の観点から、市道旅行村線からのアクセス(東側にある既設の林道の敷地も一部利用)を想定しています。
	10	清見町候補地のすぐ近くには、県の畜産施設がある。人が集まる機会が多くなると、防疫の問題が出てこないか。県とそうした協議をしているか。	火葬場の利用者が畜産施設の敷地に立ち入ることはないため、防疫上の問題はないと考えています。建設地となった際には、県と協議を進めます。
除外した候補地について	11	パブリックコメントでは7人の方が西洞町が良いとしており、検討委員会や議会でも再三同様の意見が出ていた。こうした意見を汲み上げるべきだ。	西洞町での建設については、議会のご意見等を踏まえ、候補地に加え、周辺地域(公募以外に提供の申し出のあった土地)を含め、詳細に検討を行いました。西洞町候補地は、利用しながらの建て替えは困難であるとともに、必要なスペースの確保、アクセス市道の安全性・緑地保全の観点などの点で課題が多いこと等から、候補地から除外することとしました。
新施設の規模等について	12	火葬需要のピークに合わせて規模を決定しているが、ピークを過ぎてからの期間は過剰な規模となり、人口が減少するなか将来の負担となる。	死亡者数の推計や希望される火葬時間の状況から、火葬炉数を4基としています。炉の更新整備等は、将来負担の抑制を図るため、利用回数等を踏まえ適切に行ってまいります。
	13	待合施設が4室あるが、食事の場所は別に準備することも可能である。新型コロナの影響もあり、ニーズは変化している。寺院の関係者や葬儀社の方の意見を聞き、ふさわしい規模をよく検討してほしい。	葬儀や火葬については、多様化が予想されます。施設規模等については、不足のない数値として試算したものでありますが、葬儀や火葬の多様化に対応した施設となるよう、今後具体的な検討をすすめていきます。
	14	久々野と荘川の火葬場の老朽化により、将来的に新火葬場の負担が大きくなる。全市的に考えて、今の4基で十分であると考えているのか。	市全体の状況を踏まえ、新施設の火葬炉は4基が適切であると考えています。
	15	多目的な機能を有することと、厳かな空間という基本コンセプトが相反するのではないか。火葬場に併設した多目的ホールは、不謹慎にならないか。	多目的な機能を有している他市の施設においては、火葬場本来の目的を踏まえ、静かなコンサートなどで使われる例や、郷土の歴史文化を振り返るコーナーを設置している例などがあります。基本コンセプトに沿った施設整備を行います。
	16	参列者が交錯しないという整備方針があるが、平面的だけではなく、立体的にも考えなければ、交錯は避けられないと思う。	時間的に利用者同士が交錯しないことを想定していますが、交錯を避ける動線などについても検討します。

項目	No.	意見	市の考え
事業の進め方について	17	今後の進め方で「検討委員会における順位付けの妥当性の再確認」とあるのは、これからまたこういう検討をするのか。	検討委員会の行った検討について適切だったことを確認していますが、建設地(案)の決定にあたって再度確認を行うものです。
	18	パブリックコメントの結果では「修正します」という項目がないが、本当に修正する必要はないか。	意見の内容については、今後の取り組みに活かしていきますが、修正する内容はないものと判断しました。
	19	他市において、火葬場の建設地域の活性化策として滞在型市民農園を整備するという報道を見た。建設地となる地域では、このようなことを考えてほしい。	他市における施設整備に併せた地域活性化事業の例も把握しているため、参考とします。
	20	コスト比較について「建物に係る工事費等を除く」とあるが、含めて検討すべきではないか。用地の費用は含まれるのか。	どの候補地においても同様の建物を建てるため、建物以外で違いが出る費用(用地、造成、取付道路など)を比較することとしています。
	21	建設検討が始まって何年も経ち、新施設を待ちながら使えなかった人が多くいたはずだ。いつまでに結論を出すのか。	早期に建設地(案)を決定し、建設地(案)周辺の住民や市民の皆さまの理解が得られるよう取り組んでいきます。
	22	火葬場ができると、付近の土地評価額が下落し、資産価値が減少する。この問題にどう対応するのか。	不動産鑑定において、火葬場の立地は評価要素の一つとして考慮されますが、新たな場所に建設した場合は、周辺の道路やインフラ環境などが改善される場合が多く、地価への影響は一概には言えません。把握している他市の例では、地価下落の影響は見られませんでした。
	23	遠い火葬場の場合、時間もガソリン代もかかるので葬儀代も高くなると聞いた。差額負担は市か、利用者か。	距離と時間によってバス料金等に多少の差が出る可能性もあると聞いていますが、その差額について市が負担することは考えておりません。